

プリオン専門調査会における審議結果について

1. 審議結果

厚生労働大臣から食品安全委員会に求められたスウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価（平成27年1月8日付け厚生労働省発食安0108第13号）については、第88回（平成27年1月22日）、第89回（平成27年2月27日）において審議され、審議結果（案）が取りまとめられた。

審議結果（案）については、幅広く国民に意見・情報を募った後に、食品安全委員会に報告することとなった。

2. スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価についての意見・情報の募集について

上記品目に関する「審議結果（案）」を食品安全委員会ホームページ等に公開し、意見・情報を募集する。

1) 募集期間

平成27年3月10日（火）開催の食品安全委員会（第552回会合）の翌日の平成27年3月11日（水）から平成27年4月9日（木）までの30日間。

2) 受付体制

電子メール（ホームページ上）、ファックス及び郵送

3) 意見・情報提供等への対応

いただいた意見・情報等を取りまとめ、プリオン専門調査会の座長の指示のもと、必要に応じて専門調査会を開催し、審議結果を取りまとめ、食品安全委員会に報告する。

プリオン評価書（案）

スウェーデンから
輸入される牛肉及び牛の内臓に係る
食品健康影響評価

2015年3月

食品安全委員会
プリオン専門調査会

目次

| | 頁 |
|------------------------------------|----|
| <審議の経緯>..... | 2 |
| <食品安全委員会委員名簿> | 2 |
| <食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員名簿> | 2 |
| 要 約..... | 3 |
| I. 背景及び評価に向けた経緯 | 4 |
| 1. はじめに | 4 |
| 2. 諮問の背景 | 4 |
| 3. 諮問事項 | 5 |
| 4. 本評価の考え方 | 5 |
| II. B S Eの現状..... | 8 |
| 1. 世界のB S E発生頭数の推移 | 8 |
| 2. 各国のB S E検査体制 | 11 |
| 3. 各国の特定危険部位（S R M） | 12 |
| 4. 各国の飼料規制 | 13 |
| III. 牛群の感染状況 | 14 |
| 1. 飼料規制等の概要 | 14 |
| 2. B S Eサーベイランスの状況 | 14 |
| 3. B S E発生状況 | 17 |
| 牛群の感染状況のまとめ | 18 |
| IV. S R M及び食肉処理 | 19 |
| 1. S R M除去 | 19 |
| 2. と畜処理の各プロセス | 19 |
| 3. その他 | 20 |
| S R M及び食肉処理のまとめ | 21 |
| V. 食品健康影響評価 | 22 |
| 1. B S Eの発生状況 | 22 |
| 2. 飼料規制とその効果 | 22 |
| 3. S R M及び食肉処理 | 22 |
| 4. 牛の感染実験 | 22 |
| 5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（v C J D） | 22 |
| 6. 非定型B S E | 23 |
| 7. まとめ | 24 |
| <別紙：略称>..... | 26 |
| <参考文献>..... | 27 |
| <別添資料>..... | 28 |

<審議の経緯>

| | | | |
|-------|----|-----|--|
| 2015年 | 1月 | 8日 | 厚生労働大臣からスウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について要請、関係書類の接受 |
| 2015年 | 1月 | 13日 | 第544回食品安全委員会（要請事項説明） |
| 2015年 | 1月 | 22日 | 第88回プリオン専門調査会 |
| 2015年 | 2月 | 27日 | 第89回プリオン専門調査会 |
| 2015年 | 3月 | 10日 | 第552回食品安全委員会（報告） |

<食品安全委員会委員名簿>

熊谷 進（委員長）
佐藤 洋（委員長代理）
山添 康（委員長代理）
三森国敏（委員長代理）
石井克枝
上安平冽子
村田容常

<食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員名簿>

| | |
|------------|------|
| 村上洋介（座長） | 中村優子 |
| 水澤英洋（座長代理） | 中村好一 |
| 山本茂貴（座長代理） | 八谷如美 |
| 門平睦代 | 福田茂夫 |
| 筒井俊之 | 眞鍋 昇 |
| 堂浦克美 | 山田正仁 |
| 永田知里 | 横山 隆 |

要 約

食品安全委員会プリオン専門調査会は、スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について、厚生労働省からの要請を受け、同省から提出された評価対象国に関する参考資料等を用いて調査審議を行い、諮問内容のうち、スウェーデンに係る（１）の輸入月齢制限及び（２）の特定危険部位（SRM）の範囲に関する食品健康影響評価を実施した。

評価に当たっては、食品安全委員会においてこれまでに実施してきた食品健康影響評価において得られた知見のほか、牛海綿状脳症（BSE）対策の現状、SRM 及び食肉処理などの関連知見に基づき、総合的に評価を実施した。

BSE については、1990 年代前半をピークとして、英国を中心に欧州において多数発生し、1996 年には、世界保健機関（WHO）等において BSE の人への感染が指摘された。世界の BSE 発生頭数は累計で 190,662 頭（2014 年末現在）である。発生のピークであった 1992 年には年間 37,316 頭の BSE 発生報告があったが、その後、飼料規制の強化等により発生頭数は大幅に減少し、2012 年には 21 頭、2013 年には 7 頭、2014 年には 12 頭の発生となっている。なお、スウェーデンにおいては、2006 年に 1 頭の BSE の発生が確認されている。

評価結果の概要は以下のとおりである。

現行の飼料規制等のリスク管理を前提とし、牛群の BSE 感染状況及び感染リスク並びに BSE 感染における牛と人との種間の障壁（いわゆる「種間バリア」）の存在を踏まえると、スウェーデンに関しては、諮問対象月齢である 30 か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来する BSE プリオンによる人での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）発症は考え難い。

したがって、食品安全委員会プリオン専門調査会は、得られた知見を総合的に考慮し、諮問内容のスウェーデンに係る（１）の輸入月齢制限及び（２）の SRM の範囲に関して、以下のとおり判断した。

（１）月齢制限

スウェーデンに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と輸入月齢制限の規制閾値が「30 か月齢」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

（２）SRM の範囲

スウェーデンに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と SRM の範囲が「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から 2 メートルの部分に限る。）並びに 30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

I. 背景及び評価に向けた経緯

1. はじめに

1990年代前半をピークとして、英国を中心に欧州において多数の牛海綿状脳症（BSE）が発生し、1996年には、世界保健機関（WHO）等においてBSEの人への感染が指摘された。一方、2001年9月には、国内において初のBSEの発生が確認されている。こうしたことを受けて、我が国は1996年に反すう動物の組織を用いた原料について反すう動物への給与を制限する行政指導を行うとともに、これまで、国内措置及び国境措置からなる各般のBSE対策を講じてきた。

食品安全委員会は、これまで、自ら評価として食品健康影響評価を実施し、①「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について－中間とりまとめ－（2004年9月）」を取りまとめるとともに、厚生労働省及び農林水産省からの要請を受けて食品健康影響評価を実施し、②「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価（2005年5月）」及び③「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る食品健康影響評価（2005年12月）」について取りまとめた。その後、自ら評価として食品健康影響評価を実施し、④「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー、ニュージーランド、バヌアツ、アルゼンチン、ホンジュラス、ノルウェー：2010年2月から2012年5月まで）」を取りまとめた。さらには、2011年12月に厚生労働省からの要請を受けて、国内の検査体制、輸入条件といった食品安全上の対策全般について、最新の科学的知見に基づき再評価を行うことが必要とされたことを踏まえ食品健康影響評価を実施し、⑤「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価（2012年10月及び2013年5月）」を取りまとめた。引き続き、厚生労働省からの要請を受け、⑥「アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価（2013年10月及び2014年4月）」及び⑦「ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価（2014年12月）」を取りまとめた。

今般、厚生労働省から、スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓の輸入条件の設定について食品健康影響評価の要請（諮問）があった。

2. 諮問の背景

厚生労働省から上記⑤の評価要請のあった2011年12月時点において、欧州連合（EU）からの牛肉等の輸入については、暫定的に禁止措置が講じられてから約10年が経過しており、各国の飼料規制及びサーベイランスの実施状況、食肉処理段階の措置等を踏まえ、現在のリスクの評価が必要とされてい

る。また、日本と同様の BSE 対策を実施している EU では、近年、リスク評価結果に基づき、段階的な対策の見直しが行われている。

このような状況下で、2012 年 10 月には、前述の「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」（別添資料。以下「2012 年 10 月評価書」という。）において、フランス及びオランダから輸入される牛肉及び牛の内臓の輸入月齢制限として、「輸入禁止」の場合と「30 か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると評価したところである。また、特定危険部位（SRM）の範囲として、頭部（扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱について、「輸入禁止」の場合と「30 か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると評価している。さらに、2013 年 10 月には、アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓の輸入月齢制限及び SRM の範囲について、2014 年 4 月には、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓の輸入月齢制限及び SRM の範囲について、フランス及びオランダと同様の評価を行ったところである。

3. 諮問事項

厚生労働省からの諮問事項及びその具体的な内容は以下のとおりである。

スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の設定。
(具体的な諮問内容)

具体的に意見を求める内容は、以下のとおりである。

(1) 月齢制限

現行の「輸入禁止」から「30 か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRM の範囲

現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から 2 メートルの部分に限る。）並びに 30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスクを比較。

* 脊柱については、背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。

(3) 上記 (1) 及び (2) を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（上記 (1)）を引き上げた場合のリスクを評価。

4. 本評価の考え方

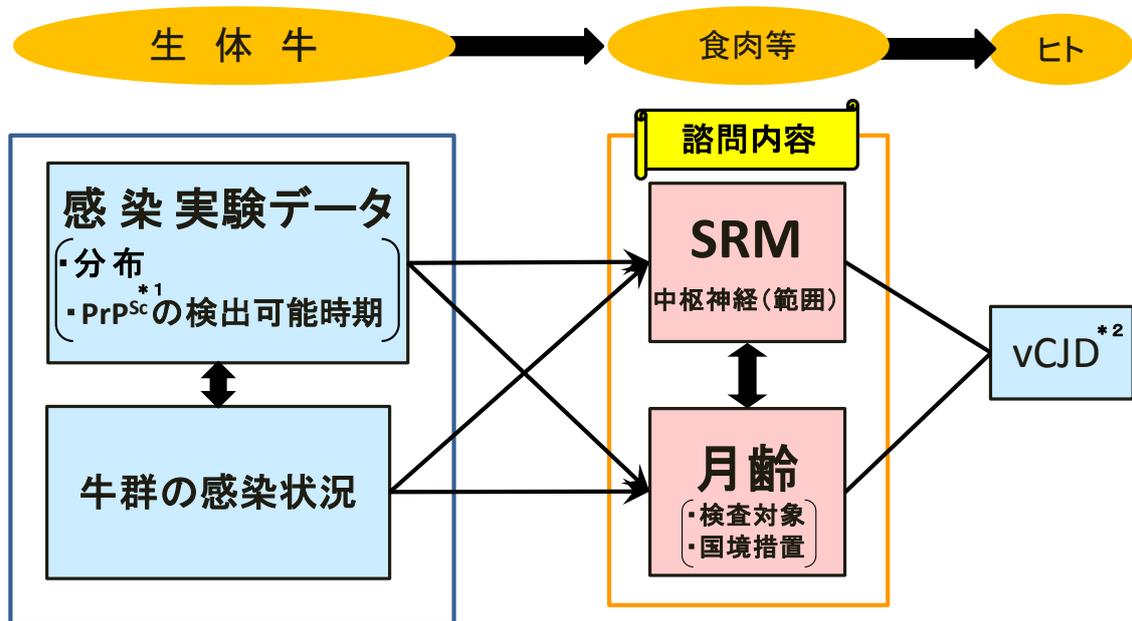
3. に記載の厚生労働省からの諮問事項を踏まえ、食品安全委員会プリオン専門調査会は、評価に当たって整理すべき事項について検討を行った。

具体的には、2012年10月評価書と同様に、以下のような考え方に基づいて検討を進め、食品健康影響評価を実施することとした。その概要は図1に示すとおりである。なお、アイルランド及びポーランドに係る輸入条件の設定に関しても、この考え方に基づいて検討を進め、2013年10月及び2014年4月に評価書を取りまとめている。

- これまでのBSEのリスク評価と同様に、①生体牛のリスク、②食肉等のリスク、③変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)発生のリスクの順で検討を行う。
- 生体牛のリスクについては、BSEプリオンの感染性及び牛群の感染状況について検討を行う。
- BSEプリオンの感染性については、主に感染実験のデータから、異常プリオンたん白質の分布(蓄積部位:中枢神経系、その他の部位)、異常プリオンたん白質の蓄積時期(感染実験の用量の影響、感染と発症の関連等)等について検討を行う。*
- 牛群の感染状況については、BSEの発生状況(月齢構成及びサーベイランスの状況)、侵入リスク(生体牛、肉骨粉等の輸入)、国内安定性(飼料規制、SRMの利用実態、レンダリングの状況、交差汚染防止対策等)について検討を行う。評価に当たっては、自ら評価で用いた手法の適用についても検討を行う。
- 食肉等のリスクについては、と畜場での管理状況(SRMの除去、ピッシングの状況、と畜場での検査、と畜月齢の分布等)を確認し、SRMの範囲及び月齢(国境措置)について検討を行う。
- 従来のBSEと異なる非定型BSEについて、入手できたデータの範囲内で検討を行う。*
- vCJDについては、発生状況、疫学情報等を確認し、日本におけるBSE対策によるリスクの低減等について検討を行う。*

ただし、上記のうち、*を記した事項については、2012年10月評価書以降、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は得られていないことから、2012年10月評価書をもって代えることとし、本評価書において再掲しないこととした。

評価に当たって整理すべき事項の概略



* 1 PrP^{Sc}:異常プリオンたん白質

* 2 vCJD:変異型クローンフェルト・ヤコブ病

図1 評価に当たって整理すべき事項の概略

以上のような考え方を踏まえ、BSEに関する最新の科学的知見や、BSEの発生状況、規制状況等について審議した結果得られた知見から、諮問内容のうち、スウェーデンについて、(1)の輸入月齢制限及び(2)のSRMの範囲に関する一定の評価結果を導き出すことが可能と考えた。

厚生労働省からの諮問においても、(1)の輸入月齢制限及び(2)のSRMの範囲に関する取りまとめを終えた後、(3)のさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価することとされていることを踏まえ、食品安全委員会プリオン専門調査会は、まず(1)の輸入月齢制限及び(2)のSRMの範囲に関する取りまとめを先行して行うこととした。

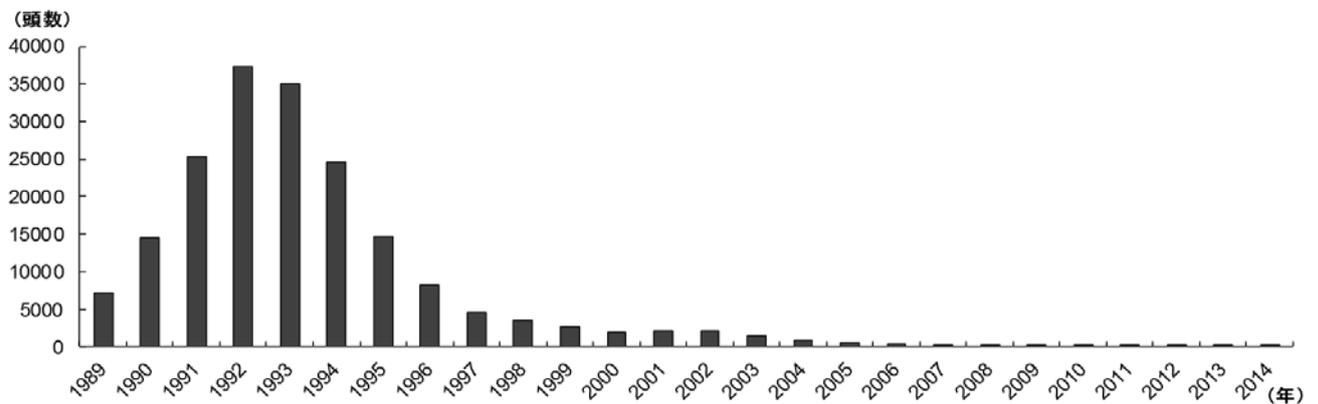
II. BSEの現状

1. 世界のBSE発生頭数の推移

国際獣疫事務局（OIE）に対し報告があったBSEの発生頭数は、累計で190,662頭（2014年末現在）である。発生のピークであった1992年には年間37,316頭のBSE発生報告があったが、その後、大幅に減少し、2012年には21頭、2013年には7頭、2014年には12頭の発生にとどまっている（図2）。これは、飼料規制の強化等により主たる発生国である英国の発生頭数が激減していることに加え、同様に飼料規制を強化した英国以外の国における発生頭数も減少してきていることを反映している。

これらのことから、飼料規制の導入・強化により、国内外ともにBSEの発生リスクが大幅に低下していることがうかがえる。なお、発生が最も多いEUにおいて確認されたBSE検査陽性牛の平均月齢については、2001年では健康と畜牛が76か月齢、高リスク牛が89か月齢であったが、2012年には各々156か月齢、178か月齢となっており、上昇傾向にある(参照 1)。

EU等におけるBSE検査頭数（2001～2012年）は約1億733万頭（表1）である。(参照 1)



| | 1992 | ... | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 累計 |
|---------------|--------|-----|-------|--------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--------------------------|
| 全体 | 37,316 | ... | 2,179 | 1,389 | 878 | 561 | 329 | 179 | 125 | 70 | 45 | 29 | 21 | 7 | 12 | 190,662 ^(*)1) |
| 欧州 (英国を除く) | 36 | ... | 1,032 | 772 | 529 | 327 | 199 | 106 | 83 | 56 | 33 | 21 | 16 | 4 | 10 | 5,975 ^(*)1) |
| (スウェーデン) | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| (フランス) | 0 | ... | 239 | 137 | 54 | 31 | 8 | 9 | 8 | 10 | 5 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1,026 |
| (オランダ) | 0 | ... | 24 | 19 | 6 | 3 | 2 | 2 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 88 |
| (アイルランド) | 18 | ... | 333 | 183 | 126 | 69 | 41 | 25 | 23 | 9 | 2 | 3 | 3 | 1 | 0 | 1,655 |
| (ポーランド) | 0 | | 4 | 5 | 11 | 19 | 10 | 9 | 5 | 4 | 2 | 1 | 3 | 1 | 0 | 74 |
| 英国 | 37,280 | ... | 1,144 | 611 | 343 | 225 | 114 | 67 | 37 | 12 | 11 | 7 | 3 | 3 | 1 | 184,625 |
| 米国 | 0 | ... | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| カナダ | 0 | ... | 0 | 2 ^(*)2) | 1 | 1 | 5 | 3 | 4 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 20 ^(*)1,*)3) |
| ブラジル | 0 | ... | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| 日本 | 0 | ... | 2 | 4 | 5 | 7 | 10 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 36 |

資料は、2015年2月末現在のOIEホームページ情報に基づく。

*1：このほか、2015年1月にノルウェーで1頭、同年2月にカナダで1頭のBSE陽性牛が報告されている。

*2：うち1頭はアメリカで確認されたもの。

*3：カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含んでいる。

図2 世界におけるBSE発生頭数の推移

表1 EU等におけるBSE検査頭数

| 検査年 | 総計 | | | | | | |
|------|-------------|------------|------------|--------------|---------------|------------------|---------|
| | 健康 と畜牛 | 死亡牛 | 緊急 と畜牛 | と畜前検査 異常牛 | 臨床的に 疑われる牛 | BSE 淘汰 (疑似患畜) | |
| 2001 | 8,516,227 | 7,677,576 | 651,501 | 96,774 | 27,991 | 3,267 | 59,118 |
| 2002 | 10,423,882 | 9,124,887 | 984,973 | 182,143 | 71,501 | 2,658 | 57,720 |
| 2003 | 11,008,861 | 9,515,008 | 1,118,317 | 255,996 | 91,018 | 2,775 | 25,747 |
| 2004 | 11,081,262 | 9,569,696 | 1,151,530 | 233,002 | 107,328 | 3,210 | 16,496 |
| 2005 | 10,145,325 | 8,625,874 | 1,149,356 | 266,748 | 86,826 | 2,972 | 13,549 |
| 2006 | 10,152,335 | 8,663,348 | 1,309,132 | 105,898 | 66,695 | 2,344 | 4,918 |
| 2007 | 9,737,571 | 8,277,202 | 1,313,959 | 103,219 | 39,859 | 1,861 | 1,471 |
| 2008 | 10,071,873 | 8,499,780 | 1,450,365 | 76,616 | 41,655 | 2,352 | 1,105 |
| 2009 | 7,485,918 | 6,294,547 | 1,110,975 | 59,594 | 18,906 | 844 | 1,052 |
| 2010 | 7,515,151 | 6,330,807 | 1,104,532 | 58,323 | 20,451 | 660 | 378 |
| 2011 | 6,379,811 | 5,278,471 | 1,025,930 | 57,861 | 16,743 | 713 | 93 |
| 2012 | 4,813,861 | 3,765,834 | 965,021 | 66,324 | 15,835 | 746 | 101 |
| 合 計 | 107,332,077 | 91,623,030 | 13,335,591 | 1,562,498 | 604,808 | 24,402 | 181,748 |

注) 2001年、2002年：EU15 各国のみ

2003年：EU25 各国及びノルウェー

2004年、2005年：EU25 各国及びブルガリア、ノルウェー

2006年～2011年：EU27 各国及びノルウェー

2012年：EU28 各国及びノルウェー

Report on the monitoring and testing of ruminants for the presence of Transmissible Spongiform Encephalopathies (TSEs) in the EU.(参照 1)より作成。

2. 各国のBSE検査体制

各国のBSE検査体制を表2に示した。

食用目的で処理される健康と畜牛のBSE検査は、EUでは、2013年から、ブルガリア及びルーマニアを除き、加盟国の判断により実施しなくともよいこととされた(参照2)。スウェーデンは従前、72か月齢超の健康と畜牛の検査を実施していたが、2013年3月からは健康と畜牛の検査が廃止された(参照3,4)。

表2 各国のBSE検査体制（2014年末現在）

| | 日本 | スウェーデン | (参考) OIE |
|---------|---|--|--------------|
| 健康と畜牛など | 48か月齢超 | —*2 | —*4 |
| 高リスク牛*1 | 24か月齢以上の死亡牛等 (24か月齢未満であっても中枢神経症状を呈した牛や歩行困難牛等は対象) | 48か月齢超の高リスク牛*3 (48か月齢未満であっても臨床的にBSEを疑う牛は対象) | 30か月齢超の高リスク牛 |

*1 中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと。

*2 輸入牛は30か月齢超。

*3 輸入牛は24か月齢超。

*4 OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めている。また、OIEが示す「管理されたリスクの国」は10万頭に1頭の、「無視できるリスクの国」は5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランスが要求される。(参照5)

3. 各国の特定危険部位（SRM）

各国のSRMを表3に示した。

SRMの範囲について、EUでは、中枢神経系について月齢条件を定めている。SRMのうち、腸については、EUでは十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜とされている。

表3 各国の特定危険部位（2014年末現在）

| 国 | SRM |
|---------------------|---|
| 日本 | <ul style="list-style-type: none"> ・全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）及び脊髄 ・30か月齢超の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。） |
| EU(スウェーデンを含む。) | <ul style="list-style-type: none"> ・12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及び脊髄 ・30か月齢超の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。） ・全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜 |
| OIE (管理されたりスクの国) | <ul style="list-style-type: none"> ・30か月齢超の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱 ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部 |

4. 各国の飼料規制

各国の肉骨粉の飼料規制状況を表4に示した。

スウェーデンでは2001年1月に、交差汚染防止対策の観点から飼料規制が強化されている。すなわち、牛・豚・鶏の肉骨粉が牛・豚・鶏の飼料に利用できないように規制が強化されている。(参照 3)

表4 各国の飼料規制状況（2014年末現在）

| | | 給与飼料 | | | |
|-----|---|------|-----|----------------|-----|
| | | 日本 | | EU（スウェーデンを含む。） | |
| | | 牛 | 豚・鶏 | 牛 | 豚・鶏 |
| 肉骨粉 | 牛 | × | × | × | × |
| | 豚 | × | ○ | × | × |
| | 鶏 | × | ○ | × | × |

Ⅲ. 牛群の感染状況

1. 飼料規制等の概要

(1) 生体牛、肉骨粉等の輸入

スウェーデンは、生体牛の輸入については、1988年10月に、英国からの輸入が禁止された。1991年にスウェーデン農業局(SBA)の決定により、1981年から1988年までに英国から輸入された全ての牛について、BSEの臨床徴候を観察するため継続的に監視下に置かれた。1996年10月には商業的理由により英国からの輸入牛を処分することを関係業者が決定した。SBAは当該牛を解剖及び焼却するため、国立獣医研究所(NVI)に輸送することを決定した。BSE検査の結果、全て陰性であった。また、1989年2月に、アイルランドからの輸入が禁止された。1995年1月のEU加盟後は、EU規則に基づいて規制され、アイルランドからの生体牛の輸入禁止措置が解除され、2006年には英国からEU各国への輸出禁止措置も一定の条件を課した上で解除された。生体牛の輸入の際には、健康証明書の添付が義務付けられ、獣医官による検査が行われる。(参照 3)

肉骨粉の輸入については、1995年1月のEU加盟後はEU規則に基づいて規制されている。動物由来副産物の輸入の際には、原料としてSRMが含まれていないことなどを記した衛生証明書の添付が義務付けられ、獣医官による確認が行われている。(参照 3)

(2) 飼料規制

スウェーデンは、1986年1月に死亡牛を飼料原料として使用することを禁止した。1991年1月に反すう動物由来肉骨粉を反すう動物に給与することが禁止された。1995年2月にはEU規則に基づき、ほ乳動物由来たん白質を反すう動物に給与することが禁止された。2001年1月から動物由来たん白質(牛乳、乳製品等一部のものを除く。以下同じ。)を全ての家畜に給与することが禁止された。(参照 3)

動物性油脂については、反すう動物由来でSRMを含む原料由来のもの及び不溶性不純物の含有量が0.15%を超えるものの使用が禁止されている。(参照 3)

なお、と畜場、レンダリング施設、飼料製造施設等において交差汚染の防止対策も講じられている。(参照 3, 6, 7)

2. BSEサーベイランスの状況

スウェーデンでは、1991年にBSEについての届出義務が課され、1998年からBSEの疫学サーベイランスを開始した。(参照 3)

2001年1月からはEU規則に基づき、30か月齢超の緊急と畜牛及び死亡牛並びに全月齢の臨床的にBSEが疑われる牛について検査が行われた。同年7月からは、30か月齢超の無作為に抽出した健康と畜牛（年間1万頭、ただし輸入牛は30か月齢超の全ての牛）、24か月齢超の緊急と畜牛及び死亡牛並びに全月齢の臨床的にBSEが疑われる牛について検査が行われた。2006年6月からは、健康と畜牛については30か月齢超の全ての牛が検査対象とされた。2009年1月からは、欧州委員会決定に基づき、健康と畜牛、緊急と畜牛及び死亡牛については48か月齢超に検査対象月齢が引き上げられた。2011年7月からは、健康と畜牛については72か月齢超に検査対象月齢が引き上げられた。2013年3月からは、スウェーデン原産の健康と畜牛の検査が廃止された。輸入牛については、30か月齢超の健康と畜牛、24か月齢超の緊急と畜牛及び死亡牛の検査を実施することとされている。(参照 3, 4)

スウェーデンで行われるサンプリング及び診断法は、EU規則に準拠している。BSE検査はNVIでのみ実施されており、迅速診断検査で陽性であった場合、ウエスタンブロット法による確定診断が実施される。(参照 3, 6, 8)

スウェーデンの各年のBSEサーベイランス頭数を表5に示した。2013年には、スウェーデン国内では30,828頭についてBSE検査が実施された。内訳は健康と畜牛が20,263頭、死亡牛が10,423頭、緊急と畜牛が141頭及び臨床的にBSEが疑われる牛が1頭であった。(参照 3, 8)

表5 スウェーデンの各年のBSEサーベイランス頭数

| 年 | BSE 検査頭数 | | | | BSE 検査 陽性牛 |
|------|----------|--------|-------|---------------|---------------|
| | 健康と畜牛 | 死亡牛 | 緊急と畜牛 | 臨床的に 疑われる牛 | |
| 1998 | — | — | — | 55 | 0 |
| 1999 | — | — | — | 60 | 0 |
| 2000 | — | — | — | 63 | 0 |
| 2001 | 4,433 | 22,248 | 1,393 | 29 | 0 |
| 2002 | 12,073 | 23,607 | 1,788 | 29 | 0 |
| 2003 | 9,856 | 22,479 | 2,229 | 16 | 0 |
| 2004 | 10,318 | 22,849 | 1,924 | 20 | 0 |
| 2005 | 10,095 | 24,005 | 1,169 | 8 | 0 |
| 2006 | 112,823 | 19,649 | 320 | 7 | 1 |
| 2007 | 171,761 | 15,826 | 290 | 8 | 0 |
| 2008 | 160,426 | 20,685 | 165 | 2 | 0 |
| 2009 | 122,734 | 13,290 | 0 | 3 | 0 |
| 2010 | 106,505 | 12,009 | 21 | 2 | 0 |
| 2011 | 85,585 | 11,218 | 0 | 4 | 0 |
| 2012 | 47,851 | 11,248 | 1 | 4 | 0 |
| 2013 | 20,263 | 10,423 | 141 | 1 | 0 |

スウェーデンサーベイランス結果(参照 3, 8)より作成

3. BSE発生状況

(1) 発生の概況

スウェーデンでは、2006年に1頭のBSE検査陽性牛が確認されている(2014年末現在)。当該牛の概要を表6に示した。当該牛は143か月齢で、非定型H型BSEであった。(参照 3,9)

(2) 出生コホートの特性

前述のとおり、スウェーデンのBSE発生例は1頭で、非定型BSEであり、1994年3月生まれとされている。なお、当該牛は、スウェーデンにおいて完全な飼料規制(全ての家畜への動物由来たん白質の給与禁止)が実施された2001年以前に生まれたものである。(参照 3,9)

表6 スウェーデンのBSE検査陽性牛

| 誕生年月 | 確認年 | 月齢 | 区分 | 型 |
|---------|-------|--------|-------|---------|
| 1994年3月 | 2006年 | 143か月齢 | 緊急と畜牛 | 非定型(H型) |

牛群の感染状況のまとめ

| 国名 | | スウェーデン |
|---------|-------------------|--|
| 国内安定性 | 飼料 給与 | 1991年1月：反すう動物への反すう動物由来肉骨粉の給与を禁止。 1995年2月：反すう動物へのほ乳動物由来肉骨粉の給与を禁止。 2001年1月：全ての家畜への動物由来たん白質の給与を禁止。 |
| | SRMの 利用実態 | SRM：12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及び脊髄、30か月齢超の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。）、 全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜 全てのSRMは除去され、許可された施設で破碎された後焼却される。 |
| | レンダ リング の条件 | 1997年7月に、レンダリング施設において、133℃3気圧20分の処理を義務化。 現在、家畜飼料製造のためのレンダリング施設はない。 不溶性不純物が0.15%を超える反すう動物由来の油脂は使用が禁止されている。 |
| | 交差汚 染防止 対策 | 2001年1月から全ての家畜用飼料に動物由来たん白質原料の使用が禁止されており、肉骨粉を利用している飼料工場はない。魚粉を利用している全ての飼料工場は反すう動物用飼料製造ラインと分離されている。 |
| サーベイランス | | 48か月齢超の死亡牛、緊急と畜牛を検査。 健康と畜牛の検査については、 2001年7月から、30か月齢超の一部（年間1万頭を抽出、輸入牛は全て） 2006年6月から、30か月齢超の全て 2009年1月から、48か月齢超の全て 2011年7月から、72か月齢超の全てと、段階的に検査対象月齢を引き上げ、 2013年3月から、自国産の健康と畜牛の検査を廃止。（輸入牛は30か月齢超の全て） OIE基準の定める10万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能なサーベイランスを実施。 |

IV. SRM及び食肉処理

1. SRM除去

(1) SRM除去の実施方法等

スウェーデンでは12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及び脊髄、30か月齢超の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。）、全月齢の扁桃並びに十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜がSRMとして規定されている。(参照 7)

脊髄は、枝肉の背割り後に、専用の器具又は吸引装置を用いて除去される。背割り鋸は1頭毎に洗浄される。また、脊髄除去後に十分な水で枝肉洗浄が行われる。(参照 6, 7)

扁桃は、頭部から頬肉及び舌を切除した後、頭部につけたまま廃棄あるいは頭部から除去し廃棄している。回腸遠位部を含む腸及び腸間膜は胃と分けて除去される。30か月齢超の脊柱は食肉処理場で除去される。(参照 6, 7, 8)

SRM除去の確認は国立食品局（NFA）の獣医官により確認される。除去されたSRMは目印として青色のインクで着色され、専用の容器で廃棄され、許可された処理施設で破碎された後焼却される。(参照 3, 6, 7)

(2) SSOP、HACCPに基づく管理

スウェーデンでは、全ての施設においてSSOP及びHACCPが導入されている。SRMの除去、収集及び廃棄に関する各施設の手順についての監査が獣医官によって行われている。(参照 6)

2. と畜処理の各プロセス

(1) と畜前検査及びと畜場におけるBSE検査

スウェーデンでは、と畜場に搬入される全ての牛について、NFAの獣医官が目視でと畜前検査を実施し、神経過敏などのBSEを疑わせる臨床症状が確認された牛は、月齢にかかわらずBSE検査が実施される。(参照 7)

健康と畜牛のBSE検査は、2001年7月からは無作為に抽出した30か月齢超（年間1万頭、ただし輸入牛は30か月齢超の全ての牛）、2006年6月からは全ての30か月齢超、2009年1月からは48か月齢超、2011年7月からは72か月齢超を対象として実施されていた。2013年3月からは、スウェーデン原産の健康と畜牛の検査が廃止された。輸入牛については、30か月齢超を対象に実施することとされている。(参照 3, 4)

(2) スタンニング、ピッシング

スウェーデンではスタンニングについて、牛の頭蓋内に圧縮空気が入るタイプのは禁止されている。また、ピッシングは禁止されている。(参照 6)

3. その他

(1) 機械的回収肉 (MRM)

スウェーデンでは EU 規則に基づき、牛を原料とした機械的回収肉の製造は禁止されている。(参照 6)

(2) トレーサビリティ

スウェーデンでは、と畜場における牛の月齢確認には個体識別された耳標が使用されており、個体識別が明らかでない場合には、と畜は許可されない。1998 年から全ての牛への耳標の装着と個体データの登録制度が導入され、SBA のデータベースで管理されている。出生、と畜、死亡及び移動があった場合には 7 日以内に報告し、耳標は生後 20 日以内に装着することが義務付けられている。(参照 3)

(3) と畜場及びと畜頭数

スウェーデンの牛のと畜場は 53 施設ある (2010 年現在)。(参照 6)

牛の年間と畜頭数は、2009 年のデータでは約 45 万頭であり、うち 30 か月齢超が約 18 万頭である。なお、牛の飼養頭数は、2013 年のデータによると約 150 万頭である。(参照 3, 6)

SRM及び食肉処理のまとめ

| 国名 | | スウェーデン |
|----------------------------|--------------------------------|---|
| と畜場での検査 スタンニング ピッシング | と畜場での検査 | <ul style="list-style-type: none"> ・と畜場に搬入される全ての牛について、NFAの獣医官が目視でと畜前検査を実施する。 ・と畜前検査において、神経過敏等のBSE様の臨床症状を示したものは、月齢にかかわらずBSE検査が実施される。 ・健康と畜牛のBSE検査は2001年7月からは無作為に抽出した30か月齢超(年間1万頭、ただし輸入牛は30か月齢超の全ての牛)、2006年6月からは全ての30か月齢超、2009年1月からは48か月齢超、2011年7月からは72か月齢超が対象となっていた。2013年3月からは、スウェーデン原産の健康と畜牛の検査が廃止された。輸入牛については、30か月齢超を対象に実施することとされている。 |
| | 圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニング | 実施していない。 |
| | ピッシング | 実施していない。 |
| SRM除去の実施状況等 | SRMの定義 | <ul style="list-style-type: none"> ・12か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄 ・30か月齢超の脊柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。) ・全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜 |
| | SRMの除去 | <ul style="list-style-type: none"> ・30か月齢超の牛の脊柱は、食肉処理施設で除去される。 ・SRM除去は獣医官により確認される。 ・扁桃は舌及び頬肉を除去した後に頭部に残され廃棄あるいは頭部から除去され廃棄される。 ・除去されたSRMは青色のインクで着色され、専用の容器に廃棄される。 |
| | 実施方法等 | 背割り鋸は一頭毎に洗浄 |
| | | 脊髄は、枝肉の背割り後に専用の器具又は吸引装置により除去し、充分な量の水により枝肉洗浄 |
| | 脊髄の除去は、獣医官により確認 | |
| | 全ての施設においてSSOP及びHACCPが導入されている。 | |
| MRM | 製造していない。 | |

V. 食品健康影響評価

食品安全委員会プリオン専門調査会は、これまで参照した各種文献、厚生労働省から提出された評価対象国に関する参考資料等を用いて審議を行い、それにより得られた知見から、諮問内容のうち、スウェーデンについて、(1)の輸入月齢制限及び(2)のSRMの範囲に関する取りまとめを行った。

1. BSEの発生状況

世界のBSEの発生頭数は累計で190,662頭であるが、年間の発生頭数は、1992年の37,316頭をピークに減少し、2012年には21頭、2013年には7頭、2014年には12頭となっている(2014年末現在)。

スウェーデンでは、1頭の非定型BSE感染牛が確認されており、1994年3月生まれである。

2. 飼料規制とその効果

スウェーデンにおいては、動物由来たん白質(牛乳、乳製品等一部のものを除く。)について、全ての家畜への給与を禁止する飼料規制が2001年1月に導入された。交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化が行われてから、スウェーデンでは13年以上が経過している(2014年末現在)。

また、スウェーデンにおいては、OIEが示す「管理されたリスクの国」に要求される10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランスが実施されている。飼料規制が強化された後に生まれたBSE検査陽性牛は確認されていないことから、スウェーデンにおける飼料規制はBSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断した。

3. SRM及び食肉処理

スウェーデンにおいては、OIEが「管理されたリスクの国」の貿易条件として定めたSRMの範囲より広い範囲をSRMと定義し、SRMの除去やピッキングの禁止などの食肉処理工程における人へのBSEプリオンの曝露リスクの低減措置がとられている。

したがって、牛肉及び牛内臓による人へのBSEプリオンの曝露リスクは、BSE対策の導入以降、飼料規制等による牛へのBSEプリオンの曝露リスクの低下とも相まって、極めて低いレベルになっているものと判断した。

4. 牛の感染実験

本事項については、2012年10月評価書のとおりである。

5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)

本事項については、2012年10月評価書のとおりである。

なお、vCJD は、2014 年末現在、世界中で 229 例が報告されており、近年においては、2012 年に 2 例、2013 年に 1 例、2014 年に 1 例のみの発生となっている。

スウェーデンにおいては vCJD の発生は確認されていない。

6. 非定型 BSE

本事項については、2012 年 10 月評価書のとおりである。

なお、2014 年末現在、スウェーデンでは 1 頭（143 か月齢）の非定型 BSE が確認されており、H 型であった。

7. まとめ

(1) 牛群のBSE感染状況

スウェーデンにおいては、これまで1頭の非定型BSE感染牛が確認されているが、2001年1月から飼料規制が強化されており、それ以降に生まれた牛には、BSE感染牛は確認されていない。引き続きBSEの発生状況等の確認は必要であるが、スウェーデンにおける飼料規制等の有効性は高いことがサーベイランスにより確認されている。なお、スウェーデンにおいては、EUの定めたサーベイランス水準を満たしており、結果としてOIEの定めた10万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能な水準を満たしている。

(2) BSE感染牛組織の異常プリオンたん白質蓄積と人への感染リスク

スウェーデンにおいては、仮にBSEプリオンによる汚染飼料を牛が摂取するような状況があったとしても、牛におけるBSEプリオン摂取量は、感染実験における英国BSE感染牛脳組織1g相当以下と想定される。1g経口投与実験では、投与後44か月目以降に臨床症状が認められて中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出されたが、投与後42か月目（46か月齢相当以上）までには検出されていない。なお、BSEの脳内接種実験では、発症前の最も早い時期に脳幹で異常プリオンたん白質が検出されたのは発症前7～8か月であることから、さらに安全を考慮しても、30か月齢以下の牛で、中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいと考えられる。

vCJDの発生については、最も多くのvCJDが発生していた英国においても、2000年をピークに次第に減少してきている。vCJDの発生はBSEの発生との関連が強く示唆されているが、近年、vCJDの発症者は世界全体で大幅に減少し、2014年には1名となっていることから、この間の飼料規制やSRM等の食品への使用禁止をはじめとするBSE対策が、牛のみならず人への感染リスクを顕著に減少させたものと考えられる。

なお、非定型BSEが人へ感染するリスクは否定できない。現在までに、日本の23か月齢の牛で確認された1例を除き、大部分は8歳を超える牛で発生している（確認時の年齢の幅は6歳～18歳）。また23か月齢で確認された非定型BSE陽性牛の延髄における異常プリオンたん白質の蓄積量は、BSEプリオンに対する感受性が高い牛プリオンたん白質を過剰発現

するトランスジェニックマウスにも伝達できない非常に低いレベルであった。このような状況を踏まえ、非定型 BSE に関しては、高齢の牛以外の牛におけるリスクは、あったとしても無視できると判断した。

(3) 評価結果

現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、上記 (1) 及び (2) に示した牛群の BSE 感染状況及び感染リスク並びに BSE 感染における牛と人の種間バリアの存在を踏まえると、スウェーデンに関しては、諮問対象月齢である 30 か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD 発症は考え難い。

したがって、以上の知見を総合的に考慮すると、諮問内容のうちスウェーデンに係る (1) の輸入月齢制限及び (2) の SRM の範囲に関する結論は以下のとおりとなる。

① 月齢制限

スウェーデンに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と輸入月齢制限の規制閾値が「30 か月齢」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

② SRM の範囲

スウェーデンに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と SRM の範囲が「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から 2 メートルの部分に限る。）並びに 30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

<別紙：略称>

| 略称 | 名称 |
|-------|------------------|
| BSE | 牛海綿状脳症 |
| EU | 欧州連合 |
| HACCP | 危害分析重要管理点 |
| MRM | 機械的回収肉 |
| NFA | スウェーデン国立食品局 |
| NVI | スウェーデン国立獣医研究所 |
| OIE | 国際獣疫事務局 |
| SBA | スウェーデン農業局 |
| SRM | 特定危険部位 |
| SSOP | 衛生標準作業手順 |
| TSE | 伝達性海綿状脳症 |
| vCJD | 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 |
| WHO | 世界保健機関 |

<参照文献>

- 1 European Commission. Report on the monitoring and testing of ruminants for the presence of Transmissible Spongiform Encephalopathies (TSEs) in the EU in 2012. 2001~2012
- 2 European Commission. Commission Implementing Decision of 4 February 2013 amending Decision 2009/719/EC authorising certain Member States to revise their annual BSE monitoring programmes (2013/76/EU) Official Journal L 35. 2013; 6-7
- 3 スウェーデン諮問参考資料. 2-1. Questionnaire for BSE (Bovine spongiform encephalopathy) Revision: August 8th, 2012.
- 4 スウェーデン諮問参考資料. 2-1-II. Surveillance of infectious diseases in animals and humans in Sweden 2013.
- 5 OIE. Terrestrial Animal Health Code . Chapter 11.4. Bovine spongiform encephalopathy. 2014
- 6 スウェーデン諮問参考資料. 1-1. Basic Questionnaire for the preparation of information needed for the Risk assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE)
- 7 スウェーデン諮問参考資料. 1-3. スウェーデン現地調査報告
- 8 スウェーデン諮問参考資料. 追加資料 1. スウェーデン B S E 発生に係る資料の送付について (平成 27 年 2 月 13 日付け事務連絡) . 2015
- 9 D. Gavier-Widen, M. Noremark, J. P. M. Langeveld, M. Stack, A. G. Biacabe, J. Vulin, M. Chaplin, J. A. Richt, J. Jacobs, C. Acin, E. Monleon, L. Renstrom, B. Klingeborn and T. G. M. Baron. Bovine spongiform encephalopathy in Sweden: an H-type variant. J Vet Diagn Invest. 2008; 20; 2-10

<別添資料>

プリオン評価書「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」
（2012年10月22日付け府食第931号）